

「黒の頂」商標管理要領

(趣旨)

第1条 千葉県(以下「県」という。)が開発した新品種海苔「黒の頂」※をブランド化していくため、商標「黒の頂」(以下「本商標」という。)の使用について必要な事項を定める。

※品種名「CTBFL-P241」

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「黒の頂」とは、千葉県内で生産された乾海苔のうち、別表に定める規格を満たしたものをいう。
- (2) 「黒の頂を使用した商品」とは、「黒の頂」を原材料とした商品であって、当該商品に使用する海苔が全て「黒の頂」であるものをいう。
- (3) 「使用者」とは、本商標を商品その他の媒体に表示する者をいう。

(名称の使用)

第3条 使用者は、黒の頂及び黒の頂を使用した商品について、本商標を次に掲げるものに表示することができる。なお、その際の使用料は無償とする。

- (1) 商品又はその包装若しくはパッケージ
- (2) 販売促進資材
- (3) 広告、ホームページ、SNSその他の広報媒体

(使用者の義務)

第4条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 黒の頂及び黒の頂を使用した商品以外の商品に本商標を使用しないこと。
- (2) 本商標の使用に当たり、消費者に誤認を与える表示をしないこと。
- (3) 商品の品質管理に努めること。

(調査等)

第5条 県は、本商標の適正な使用を確保するために必要があると認めるときは、使用者に対してこの要領に適合していることを確認できる資料の提出又は説明を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めがあったときは、これに協力しなければならない。

(商標登録等の禁止)

第6条 使用者は、本商標の商標登録の出願をしてはならない。

2 本商標と誤認される類似の名称等の使用又は商標登録の出願をしてはならない。

(使用の中止等)

第7条 県は、次のいずれかに該当すると認める場合は、本商標の使用の中止又は是正を求めることができる。

- (1) 別表に定める規格を満たしていない商品に本商標を使用した場合
- (2) 虚偽又は誤認を与える表示をした場合
- (3) この要領に違反した場合
- (4) 本商標の信用又は品位を著しく損なう行為を行った場合

(その他)

第8条 本商標を使用した商品に対する責任は、使用者が負うものとする。

2 使用者が、本商標の使用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補填等を求められた場合でも、県は責任の一切を負わないものとする。

3 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県が別に定める。

(附則)

この要領は、令和8年9月3日から施行する。

別表（第2条関係）

規格

項目	基準	備考
原藻	「CTBFL-P241」100%であること	
等級	2等以上であること	千葉県漁業協同組合連合会が行う千葉県産乾のり検査による等級